

第3回 地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会 議事概要

1 日時 平成29年11月9日(木) 13時00分～14時40分

2 場所 合同庁舎2号館10階 共用会議室2

3 出席者 堀場会長、鎌田委員、中村委員、宗田委員、小西委員、
鈴木委員、中里委員、沼尾委員、阿部委員

4 議事次第

(1) 開会

(2) 議事

① 財務省からの意見について

② 報告書とりまとめに向けた議論

(3) 閉会

5 議事の経過

- 事務局より討議事項等について説明を行い、次に財務省からの意見聴取・討議を行った。その後、事務局から報告書取りまとめに向けた説明をし、討議を行った。討議の過程において、機構から前回の検討会における意見等に関する追加資料についての説明を行った。

(以下、討議)

- 財務省からの意見に関して、過疎対策事業債については基本的に財政融資資金のみで対応している現状を見直し、機構資金も活用するというの是一個案。公共施設適正化のために同事業債を資金面でも充実していくというの是一個案の方向性としてはあり得る。

- 過疎対策事業について、財政融資資金と機構資金の2つのチャネルにより過疎団体を応援していくということは、財政力の脆弱な市町村にとっては良い方向。
- 過疎対策について、公的資金として2つのチャネルで対応する意義は大きいですが、一方、「共助」である機構資金を過疎対策事業債に充当するに当たっては、その対象事業について、事業の特性などを踏まえて判断すべき。
- 機構は地方の共同法人であることから、貸付利率については機構あるいは地方公共団体が主体的に決めていくべき。
- 報告書について、機構は金利変動準備金を備えていることで金利が上昇しても盤石な体制が整っている旨、明示すべき。
- 検討会の結論については、地方公共団体の意見も最大限尊重し、現行の枠組みを堅持すべきとの方向性であるべき。貸付対象事業や貸付枠についても将来的には地方公共団体に判断を委ねるべきであり、引き続き検討を加え、改善を行っていくことが必要。

以上